

平成23年11月
堺市

総合評価落札方式案件における配置予定技術者の重複について

昨今、総合評価落札方式案件において、技術資料「配置予定技術者の能力（配置予定技術者の施工経験）【様式C-4】」に記載した配置予定技術者を同一月に公告した他の総合評価落札方式案件の技術資料にも記載していることが見受けられますが、同一の技術者を複数の案件に重複させて申請することになるため、この様な申請は認められません。

現在、本市発注の工事に配置する技術者は、当該工事への専任配置を義務付けています。これは、総合評価落札方式案件においても同様の取扱いであり、また、配置予定技術者の能力に係る評価項目において、評価点が与えられた場合は、当該技術資料に記載した技術者を当該工事に配置する必要があります。

同一の技術者で複数の案件に申請した場合、落札候補者になっても、その案件を受注することはできず、場合によっては入札参加停止等の対象となりますので、参加申請の際には十分注意してください。